

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 令和六年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）

○ 特定施設の設置許可申請

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

○ 保安林の指定予定

○ ”

○ 漁船保険付保義務の消滅

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

### 【公告】

○ 国土調査の成果の認証

○ 土地改良区清算人の退任届

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞

○ 公共測量の実施

○ 公共測量の終了

危機管理課

環境管理課

”

治山課

”

水産課

道路整備課

”

建築指導課

中山間・地域振興課

”

耕地課

”

水産課

監理課

”

## 目次

担当課（室）

○ ”

○ ”

○ ”

○ ”

○ ”

○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

○ の完了

○ 道路の位置の指定

○ 随意契約の相手方の決定

### 【企業局】

○ 浄水ケーキの販売代金の収納事務の委託

○ 随意契約の相手方の決定

”

”

”

”

都市計画課

建築指導課

”

警察本部会計課

総務企画課

”

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

## ◎岡山県告示第百六十九号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和六年度募集の要領は、次のとおりである。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 採用自衛官の区分  
自衛官候補生
- 二 応募資格  
採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。
  - 1 日本国籍を有しない者
  - 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
  - 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者
- 三 受付期間  
令和六年四月八日から同年五月二十四日まで
- 四 採用試験種目  
筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定  
なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。
- 五 志願票の請求先及び提出先  
市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所
- 六 採用試験期日  
1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）  
令和六年六月一日から同月四日までの間で、志願者本人が希望する日時  
2 口述試験及び身体検査  
令和六年六月七日から同月十日までのうち指定する一日
- 七 試験場  
1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）  
2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）  
3 おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）  
4 右記のほか設定する場合があります。
- 八 採用予定時期  
1 令和七年三月下旬から同年四月上旬までの間  
2 右記のほか設定する場合があります。
- 九 その他  
1 現に高等学校又は中等教育学校に在学している者は、受験することができない。  
2 その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。  
自衛隊岡山地方協力本部 ○八六―二二六―〇三六一  
自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七  
自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六―四二二―七三五八  
自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六―二二―二三一四

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所  
ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama> ○八六一二三四—二八二四

◎岡山県告示第七十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 丸大食品株式会社

住所 大阪府高槻市緑町21番3号

氏名 代表取締役社長 佐藤 勇二

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 丸大食品株式会社 岡山工場

所在地 岡山県津山市領家1010-1

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設	新 設	新 設	廃 止	廃 止							
種 類	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-13)	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-14)	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-15)	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-3)	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-4)							
能 力	2400kg/h	1450kg/h	720kg/回	3000kg/h	3000kg/h							
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	同左	同左	同左	同左							
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに	同左	同左	同左	同左							
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに	同左	同左	同左	同左							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続9時間	同左	同左	同左	同左							
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	
	p H	5.8~8.6	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg/L)	2000										
	C O D (mg/L)	1200										
	S S (mg/L)	2500										
	油 分 (mg/L)	800										
	T-N (mg/L)	60										
	T-P (mg/L)	15										
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	10000										

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

区	分	廃 止	
種	類	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-6)	
能	力	1250kg	
工事着手予定年月日		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		許可後直ちに	
使用開始予定年月日		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続9時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.5	1
	p H	5.8~8.6	同左
	B O D (mg/L)	2000	
	C O D (mg/L)	1200	
	S S (mg/L)	2500	
	油 分 (mg/L)	800	
	T-N (mg/L)	60	
	T-P (mg/L)	15	
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	10000	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年4月5日から同月26日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

## ◎岡山県告示第七十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名称 NTTN株式会社  
住所 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号  
氏名 取締役 代表執行役 執行役社長 CEO（最高経営責任者） 鵜飼 英一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 NTTN株式会社自動車事業本部岡山製作所  
所在地 岡山県備前市畠田500番地の1

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（アクス ルユニット工場 52） 型焼3号 洗浄		63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する焼入れ施設（ア クスルユニット工場 42）型焼3号 焼入炉		63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する焼入れ施設（ア クスルユニット工場 42）型焼3号 焼入炉	
能	力	0.5L/日		200kg/h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和6年5月1日		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0	1.9	0	2.1	0.06	同左
	p H	5.5~10.5	5~11	5.8~8.6	同左	-	
	B O D (mg/L)	5,000	同左	7,200		-	
	C O D (mg/L)	10,000		6,900		-	
	S S (mg/L)	200		50		-	
	油 分 (mg/L)	200		310		860,000	
	T - N (mg/L)	1,500		360		-	
	T - P (mg/L)	5.0		0.07		-	
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000		0		-	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和6年4月5日から同月26日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所



# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

## ◎岡山県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

玉野市石島字西之奥二七六二、二七六三の第一、二七七二、二七七三、二八〇〇、二八〇四、二八〇五、二八〇八、二八一五、二八一六、二八三九の一、字西戸尻三四七一の二、三四七一の八、三四九〇、三四九五

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）



# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

## ◎岡山県告示第百七十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、令和二年岡山県告示第百二十七号（下津井加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和六年三月十二日限り、消滅した。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 下津井加入区

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

◎岡山県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市場佐用線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別		幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
美作市鷺巣字上川手四二四番一	地先から		六・六〇	一三・九〇	五〇・〇〇
		四・八〇			
美作市鷺巣字石ヶ峰四二六番一	地先まで		一三・九〇	一三・九〇	五〇・〇〇
		四・八〇			
美作市鷺巣字上川手四二四番一	地先から		一三・九〇	一三・九〇	五〇・〇〇
		四・八〇			
美作市鷺巣字石ヶ峰四二六番一	地先まで		一三・九〇	一三・九〇	五〇・〇〇
		四・八〇			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鷺巣溝口線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別		幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
美作市鷺巣字穴ノ谷六五七番一	地先から		八・五〇	一一・四〇	一一五・五〇
		八・〇〇			
美作市鷺巣字松ヶ花六六一番一	地先まで		一一・四〇	一一・四〇	一一五・五〇
		八・〇〇			
美作市鷺巣字穴ノ谷六五七番一	地先から		一一・四〇	一一・四〇	一一五・五〇
		八・〇〇			
美作市鷺巣字松ヶ花六六一番一	地先まで		一一・四〇	一一・四〇	一一五・五〇
		八・〇〇			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和田北鶴田線
- 三 道路の区域



# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

◎岡山県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道 一般国	種 道路の 類 の
線	和 田 北 鶴 田	鷲 巢 溝 口 線	路 線 名
区 間	久米郡美咲町和田北字コウシ四六一番一地从先から久米郡美咲町和田北字イサヲ四四五番二地先まで	美作市鷲巢字穴ノ谷六五七番一地从先から美作市鷲巢字松ヶ花六六一番一地从先まで	久米郡美咲町南字五反田南四一一番一〇地先から久米郡美咲町南字五反田川久保四一三番一地从先まで
供用開始年月日	令和六年四月五日		

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

## ◎岡山県告示第百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

福岡事務所

新…福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目七番二二号

旧…福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

三 変更の年月日

令和六年四月十五日

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一七四〕国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	調査を行った者の名称
令和三年四月 、 令和五年二月	調査を行った期間
倉敷市の地籍図及び地籍簿	成果の名称
玉島柏島の一部	調査を行った地域
令和六年三月二十九日	認証年月日



# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔二七五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。  
令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 土地改良区の名称 佐伯地区土地改良区

## 二 退任清算人

退任清算人氏名	住 所
今田 晴久	和气郡和气町加三方四九一
焔硝岩良純	米澤四一五
安藤 勝介	佐伯五二七
片岡 郁雄	四五五
洪藤 泰三	父井原八九五
高原 信行	八六
尾崎 忠信	矢田部四八八
重末 司	米澤七五四―三
大倉 仁史	宇生四七五
岸本 重幸	六〇九
松島 明	四八二
岡 優	田賀三九七
藤原 誠	一七一
今田 智士	加三方五三九

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一七六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 土地改良区の名称  
児島湾土地改良区

二 認可年月日

令和六年三月二十八日

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔二七七〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十六条第  
二項の規定による聴聞を行う。

令和六年四月五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 聴聞を受ける者

岡山県笠岡市六島五六四七番地

三宅

義勝

二 期日

令和六年四月二十四日午前十一時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔二七八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	一級河川吉井川水系吉井川（指定区間外）及び金剛川（指定区間外）
測量の種類	公共測量（航空レーザ測深）
測量期間	令和六年三月二十七日から令和七年二月二十八日まで

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一七九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 岡山市南区阿津地	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和六年三月二十二日	終了年月日

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一八〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市穂浪地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年十一月三十日	終了年月日

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一八一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区東古松、西古松、大元駅前及び南区下中野地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和六年二月二十九日

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一八二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美咲町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

久米郡美咲町塚角及び周佐地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年三月二十五日	終了年月日



# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一八三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町市場 地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び路線 測量）	測量の種類
令和六年三月二十二日	終了年月日

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一八四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	測量区域
公共測量（数値地形図修正）	測量の種類
令和六年三月二十八日	終了年月日

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一八五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

二 都市計画の決定年月日

令和六年三月二十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町建設農林課において縦覧に供する。

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年四月五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字木曾橋一、二四番一、一二四番二、一二五番四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市黒尾一、一九番地一

秋山 大輝

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月二十八日岡山県指令建指第三一四号

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一八七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四一三六号 令和六年三月二十 八日	井原市高屋町一丁目一九番四	四・〇〇	三三・〇一 九

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

〔一八八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和六年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称  
交通管制システム保守業務委託
- 二 契約期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部交通部交通規制課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
住友電工システムソリューション株式会社大阪支社  
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目二番四号
- 六 契約金額  
七二、〇五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、五五〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第一号に該当するため

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

## ◎岡山県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、  
浄水ケ－キの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年四月五日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

### 一 委託した事務の内容

浄水ケ－キの販売代金に係る収納の事務

### 二 委託を受けた者の住所及び名称

倉敷市真備町市場二八七二一七

泉興産株式会社 岡山営業所

### 三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二一三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

### 四 委託の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

# 令和6年4月5日 岡山県公報第12588号

## ◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第  
三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契  
約の相手方を決定した。

令和六年四月五日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

- 一 特定役務の名称  
水島中央監視制御設備保守点検委託
- 二 契約期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県企業局総務企画課  
岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和六年三月二十一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立ハイテクフィールディング 中国支店  
広島県広島市中区八丁堀一四一四
- 六 契約金額  
四三、八九〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、九九〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第二号に該当するため